

# 障がいのある方に対する各種手当をご存知ですか

## 特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、著しく重度の心身障がい等があり日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。(所得制限に該当する方、施設等に入所されている方などには支給されません)

### 手当月額

26,440円

## 障害児福祉手当

20歳未満の在宅の方で、重度の心身障がい等があり日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給されます。(所得制限に該当する方、施設等に入所されている方などには支給されません)

### 手当月額

14,380円

## 特別児童扶養手当

精神、知的又は身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、又は養育者に支給されます。(所得制限に該当する方、対象児童が児童福祉施設等に入所している方などには支給されません)

### 手当月額

1級障がい 50,750円  
2級障がい 33,800円

詳しくは下記までお問い合わせください。

## 肝臓の治療を受けている方へ

### 身体障害者手帳について

身体障害者福祉法施行令の改正により、4月1日から、認定基準に該当する肝臓機能障がいのある方、肝臓移植を受け免疫療法を実施している方に身体障害者手帳が交付されます。

認定基準は主として肝臓機能障がいの重症度分類であるChild-Pugh（チャイルド・ピュー）分類によって判定され、90日以上グレードCに該当する方がおおむね交付対象となります。(診断前180日間にアルコールを摂取している方は対象とはなりません)

### ■手続きに必要な書類

- 申請書
- 診断書  
(身体障害者手帳指定医師が作成したものに限る)
- 顔写真1枚(縦4cm×横3cm)

### 更生医療について

4月1日から、肝臓機能障がいで身体障害者手帳が交付された方も「更生医療」の対象となります。

※詳しい手続き方法や指定医のいる医療機関などについては下記までお問い合わせください。

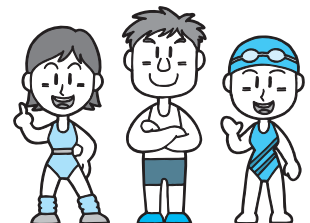
## 第5回大分県障がい者スポーツ大会出場者募集

5月22日・23日に第5回大分県障がい者スポーツ大会が開催されます。大会出場希望の方は、下記までお問い合わせください。

期日	競技	場所
5月22日(土)	卓球 (身体・知的・精神)	県身体障害者福祉センター
5月23日(日)	開会式・陸上競技 (身体・知的)	大分スポーツ公園九州石油ドーム
	フライングディスク (身体・知的・精神)	大分スポーツ公園ストークグラウンド
	水泳 (身体・知的)	大分市営温水プール

### ■申込締切

3月25日(木)



### 申し込み・問い合わせ

福祉事務所 福祉対策課 障がい福祉班 ☎0978-72-5164 武蔵総合支所 地域市民健康課 ☎0978-68-1112  
国見総合支所 地域市民健康課 ☎0978-82-1112 安岐総合支所 地域市民健康課 ☎0978-67-1114